**「土壌処理用防蟻剤等の性能基準及びその試験方法」の改正に伴う**

**既認定薬剤の変更申請について**

「土壌処理用防蟻剤等の性能基準及びその試験方法（2011）」（以下、試験法（2011））及びそれ以前の試験法で認定を受けた土壌処理用防蟻剤（以下、既認定薬剤）の変更申請については以下のように定め、2018年12月1日から施行する。

既認定薬剤を、「土壌処理用防蟻剤等の性能基準及びその試験方法（2018）」によって変更申請を行う場合は、室内防蟻効力試験については２機関で行った結果の成績表を添えて提出するものとし、変更（特例）扱いとする。なお、変更申請時に添付を必要とするそれ以外の試験については、変更申請書受付要領（第3条①）に記載の通り１機関で行った結果の成績表の提出とする。

変更申請を試験法（2011）によって行う場合は変更申請書受付要領（第3条①）に準拠し、１機関で行った室内防蟻効力試験の結果の成績表を提出するものとする。なお、試験法（2011）による変更申請の受理については、試験法（2011）による新規申請の受付終了と同様に、2020年3月受付までとする。

（2018年度第３回企画運営委員会決議）

2018年11月28日